

Ⅲ 小・中学校における特別支援教育の 取組促進

＜小・中学校における特別支援教育の体制整備状況＞

本県では、平成19年度から本格的に、小・中学校における特別支援教育の体制整備を進めてきました。平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果（文部科学省）では、校内委員会^{Ⅲ¹}の設置率及び特別支援教育コーディネーター^{Ⅲ²}の指名率は100%と、体制整備について充実が図られています。定期的な校内委員会の開催や特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連携も進み、校内支援体制の枠組みが整ってきています。今後もこうした校内支援体制を維持しつつ、特別支援教育コーディネーターが校内協力体制や支援の継続の要として活躍できる体制の充実が必要です。

さらに、同調査結果によると、個別の指導計画^{1²²}の作成率^{Ⅲ³}は、小学校が97.1%、中学校が96.9%となっており、これらの値は、第1期計画を策定した平成25年度よりも小学校で2.0ポイント、中学校で5.7ポイント高くなっています。また、個別の教育支援計画^{1²¹}の作成率は、小学校84.7%、中学校83.4%となっており、平成25年度よりも小学校で7.2ポイント、中学校で5.8ポイント高くなっています。これらは第1期計画で設定した目標値を超えており、小・中学校において、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成することに対する意識がかなり高まってきたと言えます。

○個別の指導計画の作成率

| | H25年度 | H29年度 | 増減 |
|-----|-------|-------|------|
| 小学校 | 95.1% | 97.1% | +2.0 |
| 中学校 | 91.2% | 96.9% | +5.7 |

○個別の教育支援計画の作成率

| | H25年度 | H29年度 | 増減 |
|-----|-------|-------|------|
| 小学校 | 77.5% | 84.7% | +7.2 |
| 中学校 | 77.6% | 83.4% | +5.8 |

一方で、就学以前の指導や支援の情報が小学校に十分伝わっていないことや、小学校から中学校、中学校から高等学校等へと必要な情報が十分に伝えられていないという課題があります。そのような課題を解決し、幼稚園等、小・中学校、高等学校等に至るまで、また、それらの各学校から特別支援学校に学びの場が移ったときの「学びの連続性^{Ⅲ⁴}」を保障したり、切れ目ない支援体制を整備するために、各学校が個別の教育支援計画を活用できるようにするための施策を推進したりする必要があります。

また、通級による指導や特別支援学級の体制整備も進みましたが、通級による指導

では、地域差や小学校から中学校への接続、通常の学級の担任との連携などの課題、特別支援学級では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した支援や学びの連続性の保障、特色ある教育課程の工夫、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の充実などの課題が残り、更なる体制整備が必要です。

1 通常の学級における特別支援教育の推進

現状と課題

(1) 一人一人の学びに対応するための体制整備

第1期計画において、本県は、通常の学級において一人一人の学びに対応するため、「(1) すべての子どもが共に活躍できる授業づくり」「(2) 障害のある子ども等に対する支援体制の充実」「(3) 交流及び共同学習の機会拡充」という施策について推進してきました。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領^{Ⅲ5)}総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成することや、指導方法や指導体制による工夫改善によって個に応じた指導の充実を図ることについて明記しています。これは、一人一人の学びに対応するための体制整備をより充実させていく必要があることを示しています。

また、平成19年4月1日に文部科学省初等中等教育局長から出された「特別支援教育の推進について(通知)^{Ⅲ6)}」においては、校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することなどが求められています。校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の実施のための校内体制を一層充実させていく必要があります。

(2) すべての子どもにとって分かりやすい授業の実現

通常の学級に在籍している障害のある子ども等は、学習の中で何らかの「困難さ」を抱えている可能性があり、新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領で示す「障害のある児童生徒への配慮事項」を個別具体的に検討し、実践する必要があります。そのため、授業を行う際には、この「困難さ」に対する指導上の工夫や個に応じた様々な手立てを検討し、指導に当たっていくことが重要です。

第1期計画についてのアンケート調査の結果では、手立てに配慮した授業づくりについて87.9%が進展していると回答している一方で、「まだ限定的である」「教員

の取組に対する個人差や学校間の差が大きい」という意見もあり、更に推進し、実現に向けて取り組む必要があります。そのため、ユニバーサルデザイン^{Ⅲ7)}の考え方を参考に「障害のある子どもに対応できる有効な指導・支援は、どの子にも有効な指導・支援である可能性がとて大きい」という立場に立ち、各教育事務所及び市町村教育委員会と協力して、すべての子どもに分かりやすい授業の実現に向けた取組を一層充実させていきます。

(3) 子ども同士が多様性を認め合える学級経営

国が目指している共生社会を形成していくに当たっては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境を整えていくことが重要です。そのためには、まず子ども一人一人の自己有用感^{Ⅲ8)}や自己肯定感を高めた上で、一人一人の違いや多様性を認め合えるような学級経営や、特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習に積極的に取り組むような学級経営が一層求められます。

施策の方向

(1) 障害のある子ども等に対する支援体制の充実

ア 専門的スタッフ^{Ⅲ9)}配置による指導・支援体制整備の推進

学習や生活に対する在籍学級での支援を充実するため、専門的スタッフを配置して行う指導・支援の質的向上を目指します。

イ 支援体制づくりの推進

各学校が行う障害のある子ども等への適切な対応や学級経営、教科指導等に係る助言や援助を行うため、引き続き、「特別支援教育総合推進事業^{Ⅲ10)}」により、各教育事務所に配置した専門相談員や県立特別支援学校の専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）による支援体制づくりを推進します。

なお、相談支援に当たっては、小・中学校が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言や援助の内容や仕方などの質的な向上に努めていきます。

ウ 専門家^{Ⅱ5)}の派遣による外部人材の活用の推進

障害のある子ども等への適切な対応や学級経営、教科指導等の充実を図るため、引き続き「特別支援教育総合推進事業」により、医師等の専門家の派遣による外部人材の活用を推進します。そのためには、専門家の派遣について、更に各学校に周知を徹底します。

エ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教職員の研修の充実

各学校においては、子ども理解や特別支援教育の視点を生かした授業づくり、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用についての校内研修を充実します。研修の際には、地域の特別支援教育のセンターとしての役割^{Ⅲ11)}を担う特別支援

学校の助言・援助を活用していきます。

(2) すべての子どもが共に活躍できる授業づくり

ア 特別支援教育の視点を生かした授業づくり^{Ⅲ¹²⁾}の充実

すべての子どもにとって分かりやすい授業を実践するために、ICTなどの学習支援機器を活用したり、「基礎的環境整備^{Ⅲ¹³⁾}」を行ったりするなど特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進するとともに、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容・方法を取り入れた授業づくりを推進します。さらに、教職員に対して、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを行っていく上で必要な「合理的配慮^{Ⅰ²⁵⁾}」についての理解を深めていきます。

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の推進

障害のある子ども等が必要とする指導・支援を確実に実施するために、校長のリーダーシップの下、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進します。個別の教育支援計画は、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図るため、また、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校等、そして小・中学校と特別支援学校といった学校間の引継ぎを確実にを行うために重要な役割を担います。個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために作成され、個に応じた具体的な指導目標や指導内容を明確にし、教職員間で情報を共有するために重要な役割を担います。このような役割を果たす個別の教育支援計画、個別の指導計画を、障害のある児童生徒一人一人について本人や保護者の思いや願いを聞き取り、話し合いながら、評価も行うなどして作成し、合理的配慮等を記載するなどの工夫を加えながら、効果的に活用することを目指します。

(3) 共に学び共に育つ学級経営の推進

ア 計画的に自己有用感等を育てる学級経営の推進

すべての子どもの自己有用感を高め、自己肯定感の高まりにつなげるために、子どもが肯定的な自己評価を行えるような場面を積極的に取り入れたり、子どもが「人の役に立った」「人から認めてもらえた」という他者からの評価を日常的に受けたりできるような学級経営を推進します。

イ 特別支援学校、特別支援学級との交流及び共同学習^{Ⅰ²⁴⁾}の推進

特別支援学級との交流及び共同学習^{Ⅰ²⁴⁾}については、同じ学校にいることのよさを生かした日常的な触れ合いや共に考えることの楽しさを味わい、同じ場で共に学ぶことを重視した実践を推進します。

特別支援学校に通う児童生徒との直接的な触れ合いを重視した活動を通して、

互いの多様性を認め、理解を深めていくことができるように、計画的な交流及び共同学習の実施について引き続き推進します。

また、交流及び共同学習を推進するために、「ともに学び、ともに育つ～交流及び共同学習の推進～」のパンフレット（平成25年3月特別支援教育課）を活用して理解啓発や校内の協力体制作りの推進に努めます。

ウ 道徳教育の充実

道徳教育として、障害のある子どもと障害のない子どもが、それぞれ自分自身のことを見つめ直し、人との関わりについて深く考え、議論していくことで、集団や社会との関わりについて考え、多様な価値観の存在を認め、生命の尊さ、一人一人の人格の尊重などを理解できるよう道徳教育の充実を図ります。

2 「通級による指導」における教育の充実

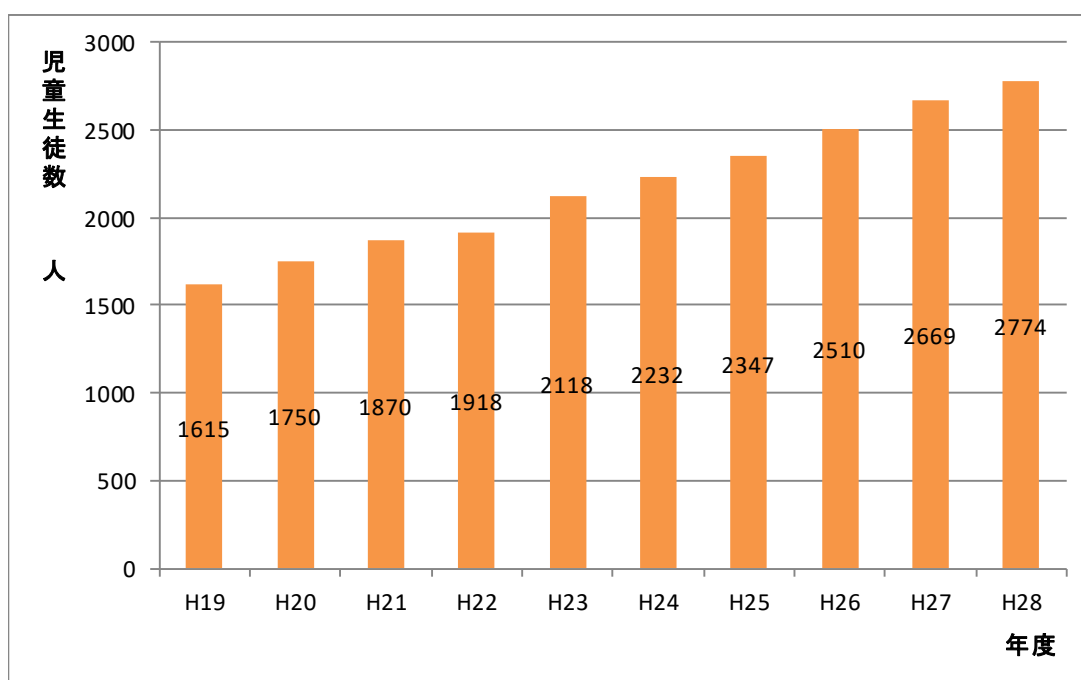
現状と課題

(1) 県内どこでも等しく指導を受けられる体制の整備

通級による指導¹¹⁸⁾の拠点となる通級指導教室は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者等を指導の対象に、地域の実情に応じて設置されています。平成28年度の延べ設置数は、県内で市町村立小・中学校100校、県立特別支援学校1校であり、平成24年度と比べて45校増加しています。通級している児童生徒の数は2,774名（平成24年度は2,232名）で、175名（平成24年度は142名）の教員が指導・支援に当たっています。年々、通級による指導を受けている児童生徒の数が増加してきていることから（グラフ2）、通級による指導を県内どこでも等しく受けられる体制整備が求められています。

一方で、児童生徒数の減少に伴い学校数が減っている地域など、市町村の状況によっては、通級指導教室の設置に限りがあるため、中学校に置かれる通級指導教室の数は、小学校に置かれているものより少ない状況です。また、地域の状況によっては、地域を越えて他校の通級指導教室に通う場合もあり、本人・保護者への負担が大きいといった課題もあります。

グラフ2 「県内小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数の推移」
(データは、文部科学省 特別支援教育資料による)



(2) 中学校における通級による指導の推進

平成30年度から「高等学校における通級による指導」が制度化され、本県においても、「高等学校における通級による指導」を実施していく体制が整備されます。

それに伴って、「中学校における通級による指導」においては、「高等学校における通級による指導」を見据え、学びの連続性を意識した指導内容の工夫や切れ目ない支援を行うための工夫などがこれまで以上に必要となります。

(3) 個別の指導計画における通常の学級との整合性・統一性の確保

新学習指導要領においては、これまで努力義務とされていた通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画の作成が義務付けられました。通級による指導は、通級による指導を受けている児童生徒の障害による学習上又は生活上における困難の改善・克服を目的としており、その実現のためには、通常の学級と連携して、通常の学級における授業改善やよりよい学級経営について共に考えていくことが大切です。

しかし、特に他校の通級指導教室に通っている児童生徒の場合、通級による指導担当者と在籍校の学級担任が連携して「個別の指導計画」を作成・検討する機会が少なく、通級指導教室で学習したことを通常の学級における学習にどのように生かしていくかが明確でないなど経営・運営方法について課題があります。

(4) 質の高い「通級による指導」の推進

通級による指導においては、特別の教育課程を編成し、個別の教育的ニーズを把握した上で、個別の指導計画を作成して、「自立活動^{Ⅱ3)}」の内容を取り入れた指導を実施しています。そのため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い指導が求められています。

施策の方向

(1) 通級指導教室の機能強化・効果的な運営のための体制整備

通級による指導を県内どこでも等しく受けられる環境整備の推進に努めるとともに、通級による指導担当教員が「地域の専門家」として地域の小・中学校教員からの相談に対応（巡回相談）するための体制整備の充実を図ります。また、教育委員会と連携して、体制を整備するとともに、「高等学校における通級」による指導と連携を図り、切れ目ない支援を行うための工夫について、調査研究します。

(2) 中学校における通級による指導の体制整備

小学校で通級による指導を受けていた児童が、中学校でも引き続き通級による指導を受けられるよう市町村教育委員会と連携して、体制を整備するとともに、「高等学校における通級による指導」を充実・発展させて、切れ目ない支援を行うための工夫について、調査研究します。

(3) 学級担任との役割分担の明確化と連携の充実

ア 学級担任と通級による指導担当教員の連携強化

学級担任と通級による指導担当教員による支援の役割分担や双方で行う指導の関連性を明確にすることができるような個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式や活用の仕方について研究します。また、学級担任と通級による指導担当教員との間で懇談会を年間計画に位置付けて実施したり、お互いに授業参観を行ったりするなど双方の連携を強化するための工夫についても研究します。

イ 「通級による指導の手引」の作成

通級による指導の目的や対象、形態、指導事例、個別の指導計画の立案、通常の学級と通級指導教室の連携の在り方などについて、すべての教員が共通理解の下、運営できるよう手引を作成し、市町村教育委員会や園長会、校長会を通じて、すべての学校に対して提供します。

(4) 指導内容及び指導方法の充実

ア 新学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施・評価についての研修

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（H29.3公示）に基づいた教育課程編成・実施・評価についての研修を十分に行い、通級による指導担当教員の専

門性の向上を図ります。

イ 通級による指導担当教員の専門性を向上させるための授業研究の推進

通級による指導担当教員の専門性の向上を図るために、「自立活動の指導」及び「各教科の補充指導」に係る授業研究を推進するとともに、運営に係る事例研究や情報交換を行う場を設定し、指導助言を行います。

ウ 通級による指導の学びを通常の学級で生かす指導の研究

通級による指導において学習した、人とのかかわりや集団参加に関する学習の成果を通常の学級で生かすために、県内外から実践例を集め、情報交換したりモデルを示したりするなど研究を推進します。

3 特別支援学級における教育の充実

現状と課題

(1) 個別の教育支援計画の活用による学校間の適切な引継ぎ及び継続的な支援

平成29年3月に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成することが示されました。特に、個別の教育支援計画については、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、乳幼児期からの支援に係る情報を共有することで、それぞれの分野における支援が児童生徒にとって一貫したものになります。そして、情報を就学時や進学時に引き継ぐことによって、生涯学習の観点からも、学齢期から社会参加まで継続性のある指導、切れ目ない支援を実現することにつながります。こうした連携や引継ぎのツールとして個別の教育支援計画を活用していくことが大切ですが、作成はするものの十分な活用までには至っていないのが現状です。

(2) 特色ある教育課程と個別の指導計画に基づいた授業実践

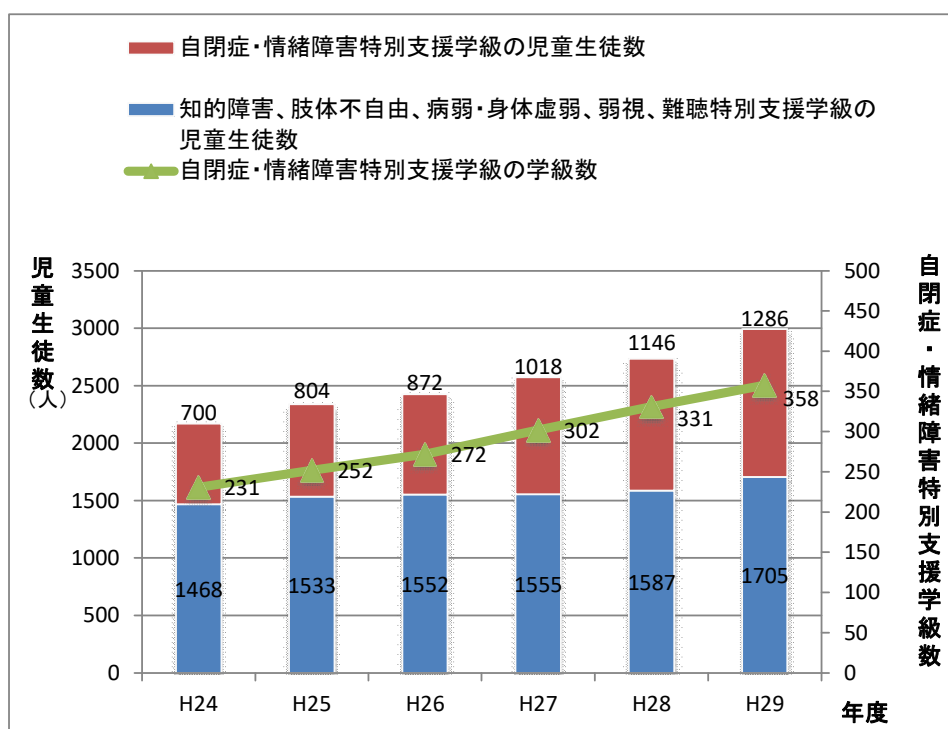
特別支援学級では、在籍する児童生徒の学年が複数にわたっていたり、児童生徒の実態が多様であったりします。また、3名以下の学級が多いことから、社会性を養うための指導とその工夫も欠かせません。一人一人の教育的ニーズに応じていくためには、特色ある教育課程¹¹⁾と個別の指導計画に基づいた授業を行っていく必要があります。それを実現するために、児童や学級の実態に応じた特色ある教育課程を編成する、個別の指導計画の内容を授業に反映させるといったことについての高い専門性が求められます。

(3) 自閉症・情緒障害特別支援学級^{Ⅲ14)}における指導・支援の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒の数は年々増加しています（グラフ3、棒グラフ）。多様な障害に応じた指導・支援を充実するために、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数が増加しており（グラフ3、折れ線グラフ）、今後も、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の一層の充実が求められています。また、児童生徒それぞれの課題に応じた指導を行うため、学習が個別化してしまうという課題への対応も求められています。

グラフ3 「県内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数等の推移」

（データは、文部科学省 特別支援教育資料による）



(4) 心身の健康、安全、勤労意識の発達を促す指導

自らの持つ力を発揮して自立・社会参加をすることができるようにするために、一人一人の実態に応じた健康と安全に関する指導や勤労意識の発達を促す指導についても具体化していく必要があります。

特に、健康教育^{Ⅱ12)}においては、実践的な取組が多く行われていますが、意図的・計画的な実践までは至っていない場合もあります。また、児童生徒たちの中には、学習活動や人間関係、進路選択など、思春期特有の様々な課題が要因となり、二次障害を引き起こしている場合があります。そのため、心身の発達に伴う体や命の大

切さの理解を促したり、心身の健康課題に対応するための指導・支援を行ったりすることが必要です。さらに、児童生徒の健康課題を小・中学校、その後の進路先に引き継ぐために個別の教育支援計画を活用していくことも求められています。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画を活用した切れ目ない支援の実現

ア 連携のための活用の推進

保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るため、個別の教育支援計画の具体的な活用場面や活用方法について研修を行い、効果的な活用を推進します。

イ 作成方法等に係る手引の作成

具体的な作成方法や記入の仕方などの理解の共通化を図るための手引を作成し、教員への研修会等を通して周知します。また、様式の例や活用方法の例を示した、「気になる子の『個別の指導計画、個別の教育支援計画』パンフレット^{Ⅲ15)}」の周知を徹底します。

(2) 特色ある教育課程の編成と個別の指導計画を活用した指導の充実

ア 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育課程編成の充実

特別支援学級において、障害の程度や学級の実態に応じた特別の教育課程を編成するため、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用するための体制整備を推進するとともに、助言する特別支援学校教員の専門性の向上を図ります。

イ キャリア教育の推進

児童生徒が主体的に進路選択に関わることができるようにしていくために、児童相談所、発達障害者支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、高等学校等や特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）における体験入学等への参加や、企業等における就業体験の充実を図るなど計画的にキャリア教育^{Ⅱ8)}を推進します。また、教員一人一人がキャリア教育の視点を踏まえて日常的に指導できるような体制を整備します。

ウ 個別の指導計画活用の推進

特別支援学級の担任だけでなく、授業に関わるすべての教員が個別の指導計画の作成に関わり、児童生徒の個別目標を達成するための授業実践に努められるような校内体制の整備を推進します。また、個別の指導計画を活用した教育課程の評価について研究します。

エ 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施の促進

特色ある教育課程の一環として、障害のある子どもが、障害のない子どもと直

接触れ合ったり、共に考えたりすることの楽しさを味わいながら学習に取り組む交流及び共同学習^{I 24)}を実施し、個別の指導計画を効果的に活用して充実を目指します。

オ 一人一人のよさが発揮できる学習場面の設定の推進

通常の学級における各教科や学級活動等の授業の中で、特別支援学級で身に付けた力や一人一人のよさを発揮できる学習場面を設けられるよう、通常の学級の担任と特別支援学級の担任との連携を推進します。

(3) 発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の質的向上の推進

平成29年3月に文部科学省が示した「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン^{III 16)}」を基にした研修を積極的に実施するとともに、各学校での研修を推進します。特に、自立活動の内容を取り入れた指導・支援の充実や知的特別支援学級等における教育課程との相違を明確にした教育課程の実施など、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の質的向上を目指し、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している学校を研究校に指定して、発達障害に係る教育課程、効果的な指導・支援の方法について研究します。

(4) 健康教育に係る実践の推進

ア 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育^{II 12)}の推進

児童生徒が自ら積極的に健康の保持増進に取り組む実行力を身に付けることができるようにするため、歯科保健指導^{II 13)}や食に関する指導などの基本的な生活習慣を形成するための実践的な取組を担任と養護教諭等が協力して推進します。

イ 心身の調和を図るための指導・支援の推進

子どもの思春期における心身の健康課題に適切に対応する能力を育成するため、個別の指導計画を活用して、適切な対人関係を育むための指導や心の健康課題への対応を促す支援の充実を図ります。また、一人一人の状況に応じて、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が情報を共有し、組織的に連携した支援の充実を図ります。

ウ 個別の教育支援計画を活用した連携の充実

就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行うため、個別の教育支援計画を活用し、学校や家庭が地域の医療機関と連携して行う健康管理や福祉機関や相談機関などの関係機関との連携の充実を図ります。また、個別の教育支援計画は、就学前から小・中学校、その後の進路先への引き継ぎ、関係機関との連携を図るためのツールとしての積極的な活用を推進します。

【注釈】

- Ⅲ1) ここで言う「校内委員会」とは、全校的な支援体制を確立し、障害のある子ども等の実態把握や支援方策の検討等を行うために校内に設置する委員会のこと。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者で構成することとされている（参考「特別支援教育の推進について（通知）」19文科初第125号、平成19年4月）。
- Ⅲ2) 「特別支援教育コーディネーター」とは、各学校において特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員のこと。主に、「校内委員会・校内研修の企画・運営」「関係諸機関・学校との連絡・調整」「保護者からの相談窓口」などを担う。校長が指名し、校務分掌に位置付けることとされている（参考「特別支援教育の推進について（通知）」19文科初第125号、平成19年4月）。
- Ⅲ3) ここで言う「作成率」とは、毎年度文部科学省が実施している「特別支援教育体制整備状況調査」において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の個別の計画を作成している学校の割合のことを指す。
- Ⅲ4) 平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」では、「子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。小学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、子供たちの障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。次期学習指導要領の改訂において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。」と答申されている。
- Ⅲ5) 平成29年3月に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、総則において「特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」の項で、個々の障害の状態等に応じた指導の工夫や特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程について詳しく記載するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒全員について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することを明記した。また、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして教師間の連携に努めていく必要があることが示されている。
- Ⅲ6) 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日文部科学省初等中等教育局長）は、平成19年4月1日に学校教育法の一部改正が施行されると同時に、全国の都道府県、市区町村教育委員会に対して出された通知であり、特別支援教育に対する基本的な考え方、留意事項等がまとめて示された。
- Ⅲ7) 「ユニバーサルデザイン」とは、「バリアフリー」が障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。なお、ユニバーサルデザインの考え方を参考にすることというのは、すべての子どもにとって分かりやすい授業を組み立てることである。

例えば、授業に見通しが持てるように学習のめあてをはっきりと示すことや、キーワードと視覚情報により指示・説明を分かりやすくすること、活動手順や発表手順を絵図で示すなどして手がかりを用意することなどが考えられる。

Ⅲ8) 「自己有用感」とは、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。他人の役に立った、他人に喜んでもらった等、相手の存在なしには生まれてこない感情である。（「生徒指導リーフ」文部科学省 国立教育政策研究所発行）

Ⅲ9) 「専門的スタッフ」とは、医療的ケアに関わる看護師や日常生活の介助や学習活動の支援を行う特別支援教育支援員（平成19年度より国の地方交付税措置が行われている）を指す。

Ⅲ10) 「特別支援教育総合推進事業」とは、国の教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業）交付要綱に基づく補助を受けて、群馬県教育委員会において実施している事業である。

主な取組としては、「特別支援教育エリアサポート」として、5つの教育事務所に配置された特別支援教育専門相談員や各県立特別支援学校の専門アドバイザーが、電話相談や直接訪問により研修・研究協力、関係機関と連携した支援体制の整備等の支援を行うことや臨床心理士等の「専門家チーム」を設けて、困難な事例及び研修会等に対応を行うことなど、各学校における体制整備及び関係部局や機関の連携協力に地域の支援体制整備等を総合的に推進している。

Ⅲ11) 「特別支援教育のセンターとしての役割」とは、特別支援学校がこれまでに充実を図ってきたセンター的機能（①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童生徒への指導・支援機能、④保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能）を地域の学校に提供していくこと。

Ⅲ12) 「特別支援教育の視点を生かした授業づくり」とは、例えば、「学習課題（めあて）や授業の流れを最初に提示して見通しを持たせる」「板書をノートに書き写すのではなくワークシートに書き込む形にする」「ICTを活用して具体的な様子や動きを示す」など、授業を受けているすべての子どもに分かりやすい授業のこと。また、授業に集中できるよう教室内の掲示物を整理するなどの環境整備も含まれる（参考資料：群馬県特別支援教育センター作成「だれにも分かりやすい授業づくり」より）。

Ⅲ13) 「基礎的環境整備」については、文部科学省が以下のように定義している。「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、『合理的配慮』の基礎となる環境整備であり、それを『基礎的環境整備』と呼ぶこととする。」また、『合理的配慮』の充実を図る上で、『基礎的環境整備』の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、『基礎的環境整備』の充実を図っていく必要がある。」と合理的配慮を充実させるための基礎的環境整備の重要性についても明示している（平成24年7月「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」資料より）。

Ⅲ14) 「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは、情緒障害のために、通常の学級における教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍して、基本的には通常の学級と同じ教科等を学習する学級のこと。それらに加え、自閉症などの子どもには、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関することを学習している。また、選択性かん黙などの子どもは、心理的安定や集団参加に関することを学習している（文部科学省ホームページより）。

Ⅲ15) 「気になる子の『個別の指導計画、個別の教育支援計画』パンフレット」とは、平成22年に特別支援教育課が作成した個別の指導計画、個別の教育支援計画作成・活用のためのパンフレットである。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等それぞれの教師向けに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、活用の仕方を分かりやすく解説している。以下のURLに示すWEBページからダウンロード可能。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=21 (群馬県総合教育センター内 群馬県教育委員会各課発行・提供資料ページ)

Ⅲ16) 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」とは、平成29年3月に文部科学省が発行したガイドラインである。平成16年に文部科学省が示した「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を以下の観点から見直したものである。

- 1 対象を発達障害のある児童等に限定せず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。
- 2 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項について追記。
- 3 特別支援教育コーディネーター、いわゆる通級による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。
- 4 校内における教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割を追記。
- 5 特別支援学校のセンター的機能の活用及びその際の留意事項等を追記。

このガイドラインでは、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと、全ての学校・全ての学級で特別支援教育を実践することが共生社会形成の基礎になることを示している。また、学校に関わる様々な立場の職員それぞれの役割を具体的に示しており、全ての学校・全ての学級で特別支援教育を実践する上で大変参考になる資料である。